

檜葉町再エネデジタルサイネージシステム構築業務

業務委託プロポーザル要項

平成30年4月

福島県檜葉町

復興推進課

## 1. 目的

檜葉町では、復興計画に「安心できる生活環境の回復」、「生活再建支援策の充実」、「住み良い魅力あるまちづくり」の3つを重点施策に掲げ、まずはかつての原風景を取り戻すと共に、「新生ならば」の創造を目指して、全町的に取り組んでいる。

具体的には、国道6号線、中満・天神岬線を核としたコンパクトタウンとして、新たな街並みの形成と一体的に再生可能エネルギーとエネルギーマネジメントを活用したスマートコミュニティ事業を展開し、住民人すべてが安心して健康に暮らす、先進モデルの町を目指して、地震・津波被害と原子力災害を克服した災害に強い、分散電源等を活用した持続可能な新しい檜葉の礎をつくることを計画している。

また、「新生ならば」の復興まちづくりと歩調を合わせた、再生可能エネルギーの導入とエネルギーマネジメントを加速的に推進するため、より具体的な施策の方向性を示す「地域エネルギービジョン」を策定中であり、今後はこれに沿って町のエネルギー政策を進めていくこととなる。

こうしたなか、当町は笑ふるタウンをはじめとする公共施設等に再生可能エネルギーの導入等を進め、エネルギー構造の高度化・転換を図っているところである。

本業務は、現在進めているエネルギー構造の高度化等に向けた理解促進を図るため、設備導入の効果の「見える化」を図るため、デジタルサイネージに表示する画面の作成などシステムの構築を行うものである。

については、本業務を委託するに当たり広く提案を募り、本業務において最も適した受託者を選定するために公募型プロポーザルを実施する。

※本業務は、経済産業省「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金」の趣旨を遵守し実施する。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務の名称

檜葉町再エネデジタルサイネージシステム構築業務委託

### (2) 委託期間

契約締結の日から平成31年3月15日まで

### (3) 業務の対象範囲

檜葉町内全域

### (4) 業務内容

別紙「檜葉町再エネデジタルサイネージシステム構築業務委託 仕様書」による。

### (5) 事業全体スケジュール

現時点でのスケジュール想定は、以下のとおりである。

事業者選定	平成30年5月上旬まで
構築業務	平成30年5月～平成31年3月

### (6) 委託上限額

12,992,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

### 3. プロポーザルの実施について

#### (1) プロポーザルの方式

- ア. 公募型プロポーザル方式とする。
- イ. 提案書の提出後、プレゼンテーションを行う。
- ウ. 最優秀、優秀の提案者を選定する。

#### (2) プロポーザル実施スケジュール

プロポーザル要項配布期間	平成30年4月16日～平成30年5月7日
プロポーザル要項等に係る質問書提出期間	平成30年4月16日～平成30年5月1日
プロポーザル要項等に係る質疑回答	平成30年4月18日～平成28年5月2日
提案書提出期間	平成30年4月18日～平成30年5月7日
プレゼンテーション	平成30年5月9日
審査	平成30年5月9日（予定）
審査結果の通知	平成30年5月10日（予定）
契約締結交渉	平成30年5月9日～平成30年5月11日（予定）

### 4. 参加資格要件

#### 4-1 提案書の申請者に関する要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者でなければならない。共同企業体による参加を可とし、共同企業体の場合の構成員数は最大3者までとする。

なお、共同企業体として参加する場合は、提案書提出時に共同企業体協定書（第8号様式）を提出すること。

又、下記要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は応募書類に虚偽記載があった場合は、失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当していないこと。
- (2) 檜葉町の工事等請負有資格業者名簿に登録されている者にあつては、評価基準日（平成28年12月5日（企画提案書の提出期限の日））に工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和61年10月1日訓令第1号）に基づく指名競争入札に参加することができない者でないこと。
- (3) 建設コンサルタント登録をしていること。（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）（改正平成23年3月14日国土交通省告示第263号））  
なお、共同企業体による参加の場合はいずれか一企業による登録を有していること。
- (4) 檜葉町暴力団排除条例（平成26年6月20日条例第9号）に規定する暴力団及び暴力団員並びに社会的非難関係者に該当する者でないこと。

## 5. 本プロポーザル参加者等に係る制限事項

- (1) 本プロポーザル参加者の重複参加は、認めない。
- (2) 次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザル段階において、プロポーザル参加の担当者（「配置予定技術者の実施体制」（第5号様式）に記載される担当者全てをいう。）及び協力者などの関係者になることはできない。
  - ア. プロポーザルの審査委員（9（1）参照）及びその家族
  - イ. 事務局関係者及びその家族（担当事務局については、6のとおり）
  - ウ. 本プロポーザルの審査委員、担当事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
  - エ. 審査委員が他に所属する場合において、その委員の現所属に属する者

## 6. 担当事務局

本プロポーザルに係る各種手続、連絡先、提出先、問合せ先等は、以下のとおりとする。

担当部署：福島県檜葉町復興推進課

住 所：〒979-0696 福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6

T E L：0240-25-2111

F A X：0240-25-5564

E - m a i l：fukkou-n@town.naraha.lg.jp

## 7. 本プロポーザル要項等に係る質疑回答について

本プロポーザル要項等に係る質問は、下記のとおりとする。

### (1) 受付期間

平成30年4月16日（月）から平成30年5月1日（火）まで（「檜葉町の休日进行を定める条例（平成元年条例第23号）」（以下「条例」という）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 提出方法

電子メールのみとする。質問書（第9号様式）に簡潔にまとめ、担当事務局へ送信すること。メールのタイトルは「檜葉町再エネデジタルサイネージシステム構築業務委託」とすること。

電子メールのアドレスは上記6と同じ

### (3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

- ア. 本プロポーザル要項及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問
- イ. 上記（1）、（2）を遵守しない質問
- ウ. 質問書以外による質問（電話、口頭等による質問）

### (4) 回答

提出された全ての質問書に対する回答は、平成30年4月18日（水）から平成30年5月2日（火）までの間に電子メールにて回答することとする。なお、質問者の事業者名は、公表しないこととする。

## 8. 提案書等の提出等について

### (1) 条件等

本プロポーザルにおける業務の提案内容は、檜葉町再エネデジタルサイネージシステム構築業務委託仕様書第6条業務内容に示す業務（以下「業務」という。）における提案とすること。

### (2) 提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる提案書及びその他の資料（以下「提案書等」という。）に必要な事項を記入し、署名・捺印の上、提出すること。

ア. 参加申込書（第1号様式）

イ. 企業の業務実績（第2号様式）

ウ. 配置予定管理技術者の経歴等（第3号様式）

エ. 配置予定管理技術者の業務実績（第4号様式）

オ. 配置予定技術者の実施体制（第5号様式）

カ. 実施方針（第6号様式）

キ. 技術提案（第7号様式）

ク. 見積書（見積書明細書を添付のこと。）（任意様式）

ケ. その他の書類

- ・（第1号様式）においては、檜葉町入札参加資格の通知書「参加資格あり」の写し、建設コンサルタント登録の写しを添付すること。
- ・（第2号様式）、（第4号様式）においては、記載する業務に係る契約書（業務名、契約金額、履行期間、発注者名、請負者が確認できる部分）及び仕様書（業務内容の確認できる部分）又はTECRISの写しを添付すること。
- ・（第3号様式）においては、記載した保有資格の資格証等の写し及び本業務の受注者と配置予定管理技術者の間における直接的雇用関係を証明する書類を添付すること。

※共同企業体による参加の場合、各構成員のイ. 企業の業務実績（第2号様式）を作成し、ケ. その他の書類にある資料を添付すること。

### (4) 提案書等の様式は、指定のあるもの以外は任意とする。

用紙のサイズ	日本工業規格「A4判」とし、（3）のア～ケの順で綴じ込み、左綴りとする。（背表紙付きのファイルブック等の使用可）
フォント	10.5ポイント以上、書体は任意
言語、通貨及び単位	日本語及び日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

### (5) 提案書等の提出方法等

#### ア. 提出期間

平成30年4月18日（水）から平成30年5月7日（月）までの条例第1条第1項各号に規定する日を除く、各日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、午後12時から午後1時を除く。

イ. 提出方法

持参又は郵送による提出とする。郵送により提出する場合は、平成30年5月7日（月）午後5時15分まで必着とする。なお、電送によるものは受け付けない。

ウ. 提出場所

檜葉町復興推進課

エ. 提出部数

提出部数は、10部（正本1部、写し9部）とする。

(6) 提案書類の作成に関する留意事項

様式	留意事項
(第2号様式) 企業の業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>申請者が平成18年度以降に受注した業務実績について記載する。</li><li>記載する件数は最大2件とする</li><li>1件につき、A4判1枚以内に記載する。</li><li>共同企業体による参加の場合は、各構成員の業務実績（最大2件）を作成する。</li></ul>
(第3号様式) 配置予定管理技術者の経歴等	<ul style="list-style-type: none"><li>配置予定の管理技術者について資格・業務経験等について記載する。</li><li>保有資格の資格証等の写しを添付すること。</li><li>業務経歴欄には、平成18年度以降に従事した業務を記載し、記載する件数は最大2件とする。</li></ul>
(第4号様式) 配置予定管理技術者の業務実績	<ul style="list-style-type: none"><li>配置予定管理技術者が平成18年度以降に従事した「同種又は類似業務」の実績について記載する。</li><li>記載する件数は最大2件とする。</li><li>1件につき、A4判1枚以内に記載する。</li></ul>
(第5号様式) 配置予定技術者の実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>配置予定（管理・担当）技術者を記載する</li><li>本業務に従事予定の担当技術者の氏名、所属・役職・担当する業務を記入すること。</li></ul>
(第6号様式) 実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>業務実施における具体的な方法、フローチャート、配慮すべき事項、業務の実実施体制図等、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき内容の提案を行う。</li><li>A4判2枚以内に記載する。</li></ul>
(第7号様式) 技術提案	<p>(テーマ1) 檜葉町の公共施設における再生可能エネルギー活用とエネルギーマネジメントを推進するための技術的提案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>A4判2枚以内に記載する。</li></ul> <p>(テーマ2) 「(仮称) 檜葉町地域エネルギービジョン」を策定にあたって留意すべき事項及び課題等の整理方法に関する技術的提案</p> <ul style="list-style-type: none"><li>A4判2枚以内に記載する。</li></ul>
(任意様式) 参考見積	<ul style="list-style-type: none"><li>本業務に係る参考見積を提出すること。</li><li>記載様式は特に定めない。</li></ul>

## 9. 審査

### (1) 審査体制

提案書等の審査は、「檜葉町再エネデジタルサイネージシステム構築業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員会は、次に掲げる5名で構成する。

総務課長
建設課長
教育総務課長
新産業創造室長
復興推進課長

### (2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア. 4に掲げる資格を有しない者又は5に掲げる制限事項に該当する者が提出した場合
- イ. 提出書類等に提示すべき事項の全部又は一部が提示されない場合
- ウ. 虚偽の記載がされた場合
- エ. 8に掲げる提案書等の提出方法等を遵守しない場合
- オ. 審査委員又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- カ. その他審査委員会が不適格と認めた場合

### (3) 審査の方法

9(2)の失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う。審査は、全て非公開とする。

### (4) 審査の内容

審査委員会において、提案書を提出した者の中から、評価の合計点が最上位の者を最優秀提案者として特定する。

なお、評価の合計点の最上位者が2者以上あるときは、該当者のうち下記の順で各項目の評価点が最も高い1者を最優秀提案者とする。

- ア. 技術提案
- イ. 配置予定管理技術者評価

また、評価の合計点が次点の者を優秀提案者として決定する。

### (5) 評価項目

評価項目		評価基準	評価のウェイト
企業評価	業務執行技術力	・平成18年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する ①同種業務の実績が2件以上ある ②同種業務の実績が1件、又は類似業務の実績が2件以上ある ③類似業務の実績がある。 ※共同企業体の参加による場合は、代表者の評価を採用する。	① 10点 ② 5点 ③ 0点

配置予定管理技術者評価	技術者資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の順位で評価する</li> <li>①以下のいずれかの資格を有するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（電気電子部門、建設部門、環境部門のいずれか）</li> <li>・建築士</li> </ul> </li> <li>②以下のいずれかの資格を有するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・RCCM</li> <li>・電気通信主任技術者</li> <li>・一級土木施工管理技士</li> </ul> </li> <li>③以下のいずれかの実績を有するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学卒業後13年、短大若しくは高専卒業後18年、高校卒業後23年以上でスマートコミュニティ事業に関する実務経験を有する者</li> </ul> </li> </ul>	① 10点 ② 5点 ③ 0点
	業務執行技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年度以降に完了した同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。</li> <li>①同種業務の実績が2件以上ある</li> <li>②同種業務の実績が1件、又は類似業務の実績が2件以上ある</li> <li>③類似業務の実績がある。</li> </ul>	① 10点 ② 3点 ③ 0点
小計			30点
実施方針	業務理解度 実施手順	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事業や本業務に対する理解度が高く、業務に対する意欲が伺える場合、優位に評価する。</li> <li>・業務の実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合、優位に評価する。</li> </ul>	15点
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務実施に必要な資格を有する適切な管理技術者、担当技術者が配置されている場合、且つ業務遂行するうえでの体制が確保されている場合、優位に評価する。</li> </ul>	15点
技術提案	評価テーマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・与条件と整合性が図れているか</li> <li>・必要なキーワード（着眼点、課題、実施方法）が網羅されているか</li> <li>・提案内容に説得力があるか</li> </ul>	30点
小計			60点
業務実施の費用 (見積もり)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県等における基準、実績に照らして妥当な範囲での費用算定が行われているか。</li> </ul>	10点	
合計			100点

#### (6) 審査及び結果通知

審査結果は、決定後、速やかに提案した全ての事業者に書面で通知する（ただし、契約締結交渉が短期間であるため、第1報は、審査当日又は翌日に電子メールで連絡し、正式な書面は後日送付することとする。）。

### 10. 業務委託契約

#### (1) 契約方法

本町は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約を締結するものとする。

ただし、最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合、及び本プロポーザル終了後失格事項（9（2）失格事項参照）又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに



該当となった場合は、契約の締結を行わないこととし、優秀提案者と契約締結の交渉を行う。

#### 1 1. その他

(1) 本プロポーザルに係る提出書類等の作成及び提出に要する費用等

本プロポーザルに係る提出書類等の作成及び提出に要する費用等は、本プロポーザルに参加する者の負担とする。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類等の複製

本プロポーザルに係る提出書類等については、必要な範囲において複製を作成することがある。

(3) 本プロポーザルに係る提出書類等の返還

本プロポーザルに係る提出書類等は、返還しない。

(4) 本プロポーザルに係る提出書類等における留意事項

ア. 書類の差替え

提出後の書類の差替え等、再提出は、受け付けない。

イ. 提案書等提出の際に発生した汚損・破損等

提案書等提出の際に発生した汚損・破損等については、本町は、一切の責任を持たない。

(5) 本プロポーザルに係る提出書類等の著作権

本プロポーザルに係る提出書類等の著作権は、提案者に帰属するものとする。

ただし、本プロポーザルに関する公表等及び本町が必要と認める場合には、提出書類等の提出物を無償で使用できることとする。

(6) 異議申立て

審査結果についての異議申立ては認めない。